

神戸市環境影響評価審査会専門部会 会議録

日 時	令和2年1月22日(水) 14:00~16:45
場 所	環境局研修会館
議 題	(仮称)神戸市北区東岡場地区プロジェクトの判定に関する審議
出席者 30名	◇専門部会委員：5名 太田委員，川井委員，武田委員，楨村委員，山下委員
	◇環境局職員：10名 斉藤環境保全部長，中村環境保全指導課長，植木水・土壌環境担当課長， 岡部自然環境担当課長 他6名 ◇事業者：15名 アイリスパートナーズ株式会社 代表取締役社長 古越氏 株式会社センターポイント・ディベロップメント 代表取締役 吉川氏 他13名
公開・ 非公開	非公開

○開会

- 【議 長】** ただいまから，神戸市環境影響評価審査会専門部会を開催いたします。
本日は，(仮称)神戸市北区東岡場地区プロジェクトに係る判定に関する審議
を予定しています。
では，事務局お願いします。
- 【自然環境担当課長】** それでは，本日の資料を確認させていただきます。

《提出資料の確認》

- 【議 長】** 本日の議事では，事業者から貴重な動植物などを含む追加説明が行われた後，
審議会の意見形成に関する議論を行う予定にしております。
これらの情報につきましては，神戸市情報公開条例第10条第5号に定める事
務事業執行情報，及び第10条第4号に定める審議・検討等情報に該当するため，
本日の審議は非公開で行いたいと思いますが，いかがでしょうか。

《異議なし》

【議長】 それでは、本日の審査会は非公開で行うことにいたします。
それでは、議事に入ります。事務局は、事業者を入室させてください。

《事業者入室，事務局より事業者紹介》

【議長】 それでは、事業者の方より、資料のご説明をお願いします。

《事業者より、資料6（仮称）神戸市北区東岡場地区プロジェクトに係る
判定願添付資料の追加説明資料 について説明》

【議長】 ありがとうございます。ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

【委員】 カスミサンショウウオの保全池を1カ所増やすとのことですが、カスミサンショウウオの成体は、その保全池からギンラン保全地までの間の法面を移動できるのでしょうか。

【事業者】 移動できるように計画します。また、保全池、ギンラン保全地、それらを結ぶ移動経路を一体で保全していきたいと考えています。

【委員】 造成直後は法面が裸地のままだと思うので、移動できないのではないのでしょうか。それと、法面の段の部分には溝を作るのでしょうか。

【事業者】 ご指摘のとおり、多少時間差はあるかと思いますが、法面については、早期緑化できる種で吹付を行うことを考えています。

また、法面の段部分に排水溝を設置予定です。それについては、環境配慮型の排水溝を設置し、カスミサンショウウオが移動する際に、支障にならないように計画します。

現時点では、皿型の排水溝が最も有効であると考えておりますが、どのような環境配慮型の側溝にするかについては、日本両棲類研究所の助言をいただきながら検討してまいります。

【委員】 カスミサンショウウオがギンラン保全地で確認されたということですが、工事後に残るギンラン保全地周辺だけで、その個体群が保全できるのでしょうか。個体数が減少して消滅してしまわないか心配です。

【事業者】 それにつきましては、これから産卵時期になりますので、事前に可能な限り卵嚢を採取し、日本両棲類研究所の助言をいただいて、それらを飼育することを考えております。また、DNA検査を行って、個体群の地域性の確認も実施したいと思っています。

【委員】 それに関連して、この場所の水環境がどのように変化するか、想定できているのでしょうか。池の水が常に維持されて、かつ、ギンランの生育に問題がな

い形で水分環境が維持されるのでしょうか。

【事業者】 水の問題は非常に重要なことだと認識しております。1点目の、新たに作る保全池の水に関しては、先ほども申しましたように、雨水を集めて導水管で流すようにしたいと思っています。ただ、ご指摘のように、法面部分での水の取水になりますので、確かに十分でない可能性も想定しています。それにつきましては、貯水タンクを設けて雨水をためておき、水が不足する場合にはそれを流します。それでも足りない場合は、水道水で補充することによって水不足が起こらないようにしたいと思っています。

次に、ギンラン保全地については、下草刈りや日陰等の環境を維持するなどにより、事業者として、現状の環境を維持していくことを考えています。

【委員】 もう一つ、今回新たに見つかった場所のサンショウウオは、どこで産卵、再生していると考えておられるのでしょうか。現状の個体群は、どうやって維持されているのでしょうか。

【事業者】 今回確認されたカスミサンショウウオは、ギンラン保全地の下側にある池で産卵し、それがギンラン保全地の方向に登っていったものと考えています。したがって、その環境に似せた保全池を新たに創出したいと考えています。

【委員】 これだけ広い場所を使って生存しているサンショウウオ個体群に対して、水場を確保するので、その周辺で何とか生活しなさいという感じで押し込めてしまうわけですが、現状でこれだけの面積を使っているのは、別に無駄に面積を使っているわけではありません。それをこのような狭いところに限らせて生息させるということは、どう考えてもサンショウウオにそれだけの負担を強いることになると思います。

このように人為的に生存場所をつくって、何とか代償地として個体群の消滅を防ぐことは世界的にもよく実施されていますが、そのときに注意を払わないといけないのが、局所に押し込めてしまったら、消滅するまでは時間の問題だということです。

それを防ぐための手法としては、メタ個体群の形成維持、つまり、一つ一つの集団だけではなくて、どこかの集団の一つが落ち込んだときには、よそから新しい個体が流入してそれを回復させる、それがまた別の場所の集団が減った場合にそちらへ流入していくというような状態を確保する、それが消滅させないための一種の保険になります。

そういう視点で今回の案を見ると、ギンラン保全地の近くに新たな保全池を作ることは非常にいいことだと思いますが、ここまでやるのであれば、もう1つの保全池との間を個体が流入できるような工夫が欲しいと思います。

完成図を見ると、2つの保全池の間にある道は舗装道路で、しかも歩道と車道を分ける盛り上がりもつくっているし、サンショウウオにとっては非常に通

りにくい環境だと思えます。逆に通りやすくすると、轢死が起こり得ると思うので、できれば道路に一工夫をして、この両方の間をサンショウウオが行き来できるように、例えばアンダーパスを作ってもらおうとよいと思えます。アンダーパスをつくらうとすると非常にお金がかかると思いますが、そうすることによって、ここに2つ目の保全池を作っていただく意義も、より大きくなると思えます。そのあたりはどういう見通しを考えられていますか。

【事業者】 2つの保全池の間は、現状の太陽と緑の道で結ばれるのですが、それが移動経路の一部と考えることはできないでしょうか。

【委員】 人間にとっては道で結ばれているかもしれませんが、こういう舗装道路を渡らないといけない状況では、サンショウウオにとって道がないのと同じです。

【事業者】 ご指摘の道路は、舗装はせず、土の道路を考えていますが、確かに乾燥して渡れないかもしれないので、ここにアンダーパスか、側溝を設けたほうがいいのかもありません。

【委員】 少し広めのアンダーパスをつくるといった工夫がほしいです。

【事業者】 道路部局とも相談して、何らかの形で行き来できる環境を検討させていただきたいと思えます。

【委員】 地下に設置する調整池からの水は、地下を通って川に出ていくのでしょうか。調整池の堆砂状況はどうやって確認されるのですか。

【事業者】 地下の調整池からの排水は、道路下部分では地下の管を通して流しますが、有野川への流入部分は開渠になります。地下式であっても、堆砂槽は基準どおり設けますので、堆積した土砂が急に流出することはないと考えていますが、有野川へ接続する部分が開渠になっているので、そこで濁水の状況は確認できます。

【委員】 ただ、そこだと濁水が調整池から出てきてしまっているのでは遅いのではないですか。

【事業者】 調整池には点検口もありますので、調整池の状況を確認することは可能です。

【委員】 堆積した土砂の除去はできるのですか。

【事業者】 特殊吸引車で吸い取って清掃できるようになっております。

【委員】 事業区域の南西側の緑地広場は、以前の説明では高木を植えるような話をされていましたが、そこは、岡場駅から見るときに一番目立つ場所ですので、どのような樹種でどのくらいの高さの木を考えておられるのでしょうか。

次に、資料6の8ページのパース図に関して、まず、建物の1階部分の階高が何メートルくらいの高さなのかということ、それから高木と書いてありますが、その高さがどれくらいなのかも重要かと思えます。それから、高木といっても、樹種によって成長度合いが違いますので、どういう樹種を考えておられるのかを教えてください。

それから、建物の下のコンクリート擁壁の高さは何メートルくらいあるのか。
それから、歩道の低木植栽の樹種と幅ですね。緑地帯の幅によって、いろんなものが植えられると思いますので。

それから、法面緑化としか書いていませんが、法面緑化にもいろいろな方法がありますので、芝生のような草本だけなのか、それ以外にもいろいろと植えられるのかどうか。

それから、9ページの擁壁も非常に高く見えますが、これが何メートルくらいなのかですね。人の高さから見ると非常に高く見えて、このままだと歩行者にとっては建物よりも圧迫感があるので、ここの緑化についてお聞かせいただきたいと思います。その奥に見える法面緑化についても同様です。

それから、10ページも同じで、擁壁の高さがどれくらいかということと、低木植栽と書いていますが、擁壁の高さを考えるとそれで十分なのかどうか。

それから、垂直擁壁であったとしても、緑化事例は多々あります。簡単にできるものもあります。それをしないと、歩いていて圧迫感があるので、太陽と緑の道としてかなり厳しいと思いますが、今の予定を教えてください。

【事業者】 植樹や法面緑化の樹種は、まだ具体的に決めていないというのが現状です。

【委員】 8ページの擁壁の高さは何メートルくらいですか。

【事業者】 3メートルです。9ページの擁壁は5メートルです。それから、擁壁に対する考え方ですが、事業者としては、イメージパースでお示ししているように、植栽や植樹によってできるだけ緩和しようと考えています。

擁壁につきましては、建築物も含めて、人工的な建物と樹木が融合した場所として見ていただければと考えています。

【委員】 それは景観の考え方として全く違います。構造上の問題や土地利用の観点から、こういうふうにならざるを得ない場合はたくさんあります。でも、今回は、太陽と緑の道を付け替えるわけですから、ビルの中を歩くのではないということが基本的な考え方だと思います。そうすると、この擁壁のコンクリートがむき出しのままでもいいという考えは、景観的な課題解決にはならないわけです。この大きな建物を3色で塗り分けるよりも、人が歩くこととこの高さを考えれば、コンクリート擁壁のほうが非常に圧迫感があるし、自然の中を歩いているというふうにはならないです。

だから、どういう高さの木を植えられるかというのは、後でお考えになったらいいいことですが、他の道路でもいろんな対策をされています。ですから、コンクリート擁壁を設置することは仕方がないとするならば、建物の壁面緑化をするよりも、ヘデラでも何でもいいので、このコンクリート擁壁を少し緑化するだけで、非常に圧迫感が緩和されるということを言っているだけなんです。

これは、どこでもやっていて、すぐにできることです。それをやっていただ

くと、付け替え道路であったとしても、景観的にはいろいろと対応できたということになるのではないかと思います。

先ほど、低木植栽の幅をお聞きしたのは、低木といっても、サツキみたいな低いものから中低木くらいのものでたくさんあります。だから、どういう木をどういう間隔で植えるかによって、非常にこの景色がマイルドにもなりますし、自然系にも近くなります。これは、ちょっとした工夫で非常にできることで、建物の色を塗るよりも、ずっと重要なことです。なぜかという、人の目線が非常に近いからです。

遠くから建物を見るのと、近くでコンクリートの擁壁を見ながら歩くのでは、全く違います。近景過ぎるぐらいの近景ですから、こここのところは、ちょっと工夫するだけで非常に違ってきます。このコンクリートの垂直壁のままでは、景観的には容認できないと思います。

9ページの擁壁も、高さが5メートルということなので、ここも何か対応をさせていただかないと、太陽と緑の道としてはふさわしくないと思います。

それと、法面緑化も草本だけなのか、低木を植えられるのかによっても全く違います。これもちょっとした工夫で、雰囲気は全然違ってきます。

それから、なぜ樹種のことを言っているかという、以前、建物の壁面緑化をされると言われていて、それは実施されたらいいと申し上げましたが、それよりは、高木の樹種選定のほうが全然違った景観になりますし、木と木の間隔を何メートル間隔にするか、あるいは高木と低木を組み合わせるなどによっても、景観がよくなると思います。

【事業者】 ご指摘のとおり、事業者としても、植樹で何とかしたいという考えは持っています。

低木植栽の幅は50センチですが、ここの植栽を少し高いものにしたり、少し高い木を植樹することによって、圧迫感を緩和していくことはいかがでしょうか。

【委員】 だから、先ほどからそういうふう言っているのです。

【事業者】 擁壁を緑化するのは、なかなか難しいのではないかと考えています。

【委員】 擁壁そのものを緑化するわけではありません。垂れ下がらせるわけです。ヘデラみたいなものでもよいです。放っておいても、くずみたいなものは勝手に出てきますが、やはり最初は意識的に緑化したほうがよいと思います。それだけでも、見映えがすごくよくなると思います。

それから、低木植栽の幅が50センチだとすれば、かなり幅が狭いですね。サツキなどを植えても仕方がないと思うので、もう少し自然に近い木を植えて、そんなに手をかけなくても維持できるような木を選ばれたらいいと思います。そういったことは、緑化関係の方や造園関係の方に聞けばすぐわかることです。

そういった点に配慮していただきたいと思います。

【事業者】 承知しました。対応させていただきます。

【委員】 歩道の端と擁壁の間が 50 センチということでしょうか。つまり、先ほど委員から提案のあったような、木を植えるような幅があるのかどうかということと、アスファルトとコンクリートに挟まれた環境なので、かなり熱くなると思いますが、植栽の管理上、水をやることを想定しておられるのでしょうか。

【事業者】 植栽関係の管理に関しては、専門の造園業者等に管理させることを考えています。

【委員】 それは、神戸市に関する部分ではないのですか。

【事業者】 幅 2.5 メートルの歩道は神戸市に寄贈しますが、植栽の部分は私有地になります。

【委員】 歩道に街路樹を植える予定はないのですか。

【事業者】 その予定はありません。この歩道につきましては、神戸市と協議をして、幅 2.5 メートルとしていますが、幅 2.5 メートルの歩道には街路樹等を設けないというのが神戸市の道路に関する標準的な考え方になっております。

【委員】 付け替え後の太陽と緑の道には日陰が全くなく、夏場はかなり暑くなると思いますので、できれば日陰があったほうが良いと思います。

それから、壁面からの照り返しも強いと思うので、やはり壁面緑化をお願いしたいと思います。種についてはツタが良いと思います。放っておいてもいくらかでも増えます。冬は葉が落ちますが、それほど影響はないと思います。

このような何も無いところを歩くのはかなりきつい気がするので、そのあたりを少し考えていただきたいと思います。

【委員】 パース図について、7 ページの視点場①と②の間では、道路と業務地区Cの造成面が接近しているので、視点場②の位置が合っていないのではないのでしょうか。視点場②から見えるのは法面ではないのでしょうか。

【事業者】 7 ページの図に「L型擁壁」と書いてある範囲が擁壁の設置範囲です。歩道の横にL型擁壁があって、その上に法面があるような地形になります。

【委員】 ということは、視点場①から視点場③の手前まで、高さ 5 メートルの擁壁が続くということですか。

【事業者】 視点場①と②の間の「243」という数字のあたりから視点場③のあたりまで、擁壁が続いているという感じです。

【委員】 距離は 400 メートルくらいでしたでしょうか。

【事業者】 350 メートルくらいです。

【委員】 先ほどの話に戻すようですが、歩道と車道は市の管理で、歩道に沿った低木の植栽は事業者が管理する。太陽と緑の道として一体的に管理をするという体制は今のところできない、つまり、低木植栽等を含めて市に移管することはで

きないということですね。

それから、カスミサンショウウオの件ですが、本日は日本両棲類研究所の方にもお越しいただいています。コンサルティング契約を締結することはわかったのですが、実際に日本両棲類研究所が一体どのようなアドバイスや関わりを持っていただけるのかという点を、もう少し具体的に教えてください。

【事業者】 今日には日本両棲類研究所の方に来ていただいているので、直接お話ししたいと考えています。

既に事業者と日本両棲類研究所の間で、フェーズⅠのコンサルティング契約を締結しています。今は、フェーズⅡ、Ⅲの契約内容を検討している最中です。

【事業者】 日本両棲類研究所より一言申し上げさせていただきます。今回のお話をいただいてから、現地調査をさせていただきました。端的に申し上げますと、この1、2年で現地の乾燥化がかなり進んでおります。耕作放棄地になって、その枯れ草が表土を覆い出したためだと思います。

最初にご相談いただいた話では、今まで周辺でサンショウウオの生存が確認されていない場所にビオトープをつくりたいということでした。

これまでの経験から申し上げて、今までにいなかったところに新たに生息場所を作るということは、非常に難しいチャレンジになります。

先ほど委員からご指摘もあったように、個体群を維持していくためには、これまで生存していたところを生かすというのが我々の常識なのですが、それからすると、かなり挑戦的な内容だったので、我々が関わらせていただくのであれば、サンショウウオの生存が確認されている地域を利用する方法も追加してほしいとお願いしました。

次の問題は、水の問題です。現在ある池よりも高いところにビオトープを作りますので、水の確保が問題になります。これについては、自然雨水を集めるだけでは自信がありませんので、貯水タンクの設置を提案しました。

その次は工程の問題です。法面を芝生にするだけではカスミサンショウウオが移動できませんので、自然の植生を植えていただくことを約束していただいています。植生がきちんと整うまでに、最低でも2年から3年はかかると思っています。

その間の個体をどうするのかということについては、我々の研究所と、学術委員の2カ所の大学を使って、今年可能な限り卵を採取させていただき、ふ化させます。それを今放流すると全滅してしまいますが、適切な時期に3カ所に分散して放流します。1つの卵囊からの個体を3カ所に分散することによって、同じ遺伝子のものが3カ所で育つことになります。飼育しているとわかるのですが、突然死ぬこともありますし、捕食されることもありますので、おそらく2年半、亜成体までは我々が保護しないとイケないと思います。

その亜成体まで生きたものを、植生が整った段階で放流するか、卵を産み出すまで、すなわち3年から4年かかると思いますが、その段階になってから放流するののかというのは、今後どういう契約でどこまで関わっていくのかによって変わると思っております。今はフェーズⅠまではコンサルティング契約が確定していますが、少なくとも土地造成までは我々が保護していかないと、おそらく絶滅に近づいていくと思しますので、そこだけはきちんと関わらせていただきたいと思っております。

あと、今後の話し合いになっていることですが、工事が終わった後、2カ所のビオトープに本当に定着してくれるのかどうかということと、個体数が年々減っていくような個体群になってしまった場合に、その代案として何をしなければ個体の維持ができるのかということです。これは申し訳ありませんが、今の段階では、ここでベストを尽くしておいて、万が一、減っていくような場合には、事業区域外のことにまでご協力させていただけるのであれば、追加の対応もできると思っております。ですので、そのあたりまで含めた話し合いができるのかというところが、今の一番の課題だと思っております。

【委員】 むしろ、今日提案された2つ目のビオトープのほうが、生息が確認されている場所に近いという点で、うまくいく可能性が高いということですね。

【事業者】 はい。それから、2カ所のビオトープの間を行き来できるかどうかということについては、先日最初に計画していたビオトープの周りの植生を見ましたが、竹林がぎりぎりまで迫っていて、かなりの急斜面になっていますし、下の土壌もかなり乾燥していましたので、サンショウウオが事業区域の外に出て竹林を移動することはできないと思っております。敷地に沿った区域の環境を整備していくことは可能だと思いますが、斜面の状態があまりにもひどいので、できれば別々の群として見ていったほうが現実的ではないかと思っております。竹林の植生まで改善するのであれば別の話になりますが。

【委員】 我々は、現地の状況なども知らないまま、ある種、机上の空論的な話をしてきたわけですが、そういうご意見であれば、これだけ広い場所で個体群を維持しているものを狭い範囲に移してしまって、とりあえず今いる個体は生きていけるだろうということだけで実施するのは、長い視点で見た場合に、集団の保全にはならないと思っております。

ですから、専門家の視点から、周辺の植生や土壌も含めて指導していただければありがたいと強く思います。

【委員】 でも、最初のビオトープの後背地は事業区域外になりますよね。

【事業者】 事業区域外になりますが、地権者にはご協力いただけるように話をしていますので、専門家に見ていただいて、必要な範囲を改良することを考えていきたいと思っております。

我々も知識がなくてわからなかったのですが、今の乾燥した土壌では、カスミサンショウウオは生きていけないという話でしたので、生きていけるような環境をつくりながら、長期的に対応していきたいと考えています。

【委員】 アセスの段階では「頑張ります」と言っていて、事後調査報告のときに「だめでした」とあつけらかんと言われることがよくありますので、真摯に保全措置に取り組んでいただきたいと思います。

【委員】 2つ目の保全池は、今ある池を改変するのか、それとも、新たに池を作るのですか。

【事業者】 新たに作ります。

【委員】 新たに作るということは、その場所に今の生息環境を作ることができると判断していると理解してよいですか。

【事業者】 サンショウウオの場合、まず生息域の確保が第一です。もう一つ、この下の池で幼生が確認されていますので、産卵もしていると思いますが、カスミサンショウウオの場合、大きくて深い池は産卵に向いていません。カスミサンショウウオに適した水環境を整えることは地形的には可能ですが、一番こわいのは水質です。ですから、水に関しては、雨水だけではなく、きちんとした水を確保してもらうようお願いしています。

もう一つ大事なことは、幼生期は水の中にずっといますので、水深が浅いと、年によっては水が枯れて全滅することがありますので、ある程度の水量を確保していただくことが大事です。

今ある池の水が使えれば、と思ったのですが、残念なことに、新しく作る池は今ある池よりも高い位置にあって、今の池は埋めてしまいます。今ある池の水の半分は、山から流れてくるのではなく、おそらく地下から出ているのではと想像しています。それを井戸でくみ上げても、将来的に維持管理できないと思いましたので、表面の水を集められるような方法と、それ以外にタンクを用意してもらうことにしました。

また、昨年末に成体を確認した場所は、成体の生息に適した場所なんだと思います。ですから、そこと水場との動線を担保するのが至上命題だと認識していますので、その動線上の植生が整うまでは放流できませんし、それまではきちんとやらせていただくということで話を進めているところです。

【委員】 そうすると、まず卵を確保して、ふ化させて、それを植生が整うところまで飼育して、それから放すという、サンショウウオの生活史で考えるならば、本当の意味での1サイクルにもならない一過程だけで、少なくとも4、5年はかかるということですね。

【事業者】 そうですね。

【委員】 最低でも4、5年かかることが確定しているので、それに踏み出すかどうか

ということを、今の段階で決断していただく必要があります。

【事業者】 私は昨年12月に現地を見ましたが、最初に計画したビオトープは、後背地も乾燥していて、現状では全く無理だと感じました。

それ以外の事業区域内を見て回ると、成体か亜成体がいきました。カスミサンショウウオが大きな池に卵を産むということはあまりありません。大きな池だとしてもその周辺の湿地や、産卵期から幼生期までは水はあるけれど、その後はなくなってしまうような場所などに産みます。そのような微妙なバランスの中で生きているからこそ、今成体がいる場所は最優先で保持しなければいけません。

それからもう一つは、一昨年に卵や幼生が確認された場所がこれだけまばらだということは、分断された産卵だということです。

2年経って現地を見ると、水田が休耕されて乾燥していました。他の地域でも、水がなくなって、何年後かに絶滅するというパターンが結構多いです。

だから、これらを少しでも生き延びさせるためには、他地域の大規模造成地で繁殖地を保持した例を参考にして、一からサンショウウオの繁殖地を作ることにはチャレンジできないかと考えました。つまり、休耕になってだめになるくらいであれば、実験的にチャレンジしてもいいのではないかと思います。

ただ、それとは別に、今の生息地については、せめて1カ所は守らないといけないと思います。

【委員】 そのような話であれば、日本両棲類研究所として向こう何年間か関与して、きちんとした形になるまで取り組んでいただきたいと強く思います。

【事業者】 これまでの経験では、カスミサンショウウオは、卵から飼って十分にえさをやった状態で、だいたい3年かかります。それで産卵するわけです。

【委員】 3年でいけますか。

【事業者】 だいたい3年でいけます。人為的にえさをたくさんやるので、生育は早いかもしれませんが、3年か4年はかかるので、せめて5年は見ないといけないと思います。自分の畑の中に池をつくって、15年くらい飼っているのですが、完全に人間が水を管理してやれば、動物園的かもしれないですけど、去年はそういう畑だけで40対産みました。そのような状態を15年ほど維持しています。

ただ、その場合は人間が管理する必要があります。それがいいことだとは思いません。しかし、生息環境を整えてやるためには、人為的に助けてやらないといけない場合もあると思いますし、今回の場合はそうしないと難しいのではないかと思います。

【議長】 契約等の内容は詰めている最中ということですから、専門家の知見を最大限活用した取り組みを期待したいと思います。よろしいでしょうか。それでは、質問等もないようですので、以上でご説明を終了したいと思います。

今日のご説明ありがとうございました。退席いただいて結構です。

《事業者退室》

【議長】 それでは、ただいまから本事業に係る今後のアセス手続について、どのように進めるかの審議を行いたいと思います。

審議に先立って、事務局のほうから、定足数の確認をお願いします。

《事務局より、定足数の確認》

【議長】 ありがとうございます。ということで、いかがでしょうか。

【委員】 前回までの説明では、頑張ってビオトープを作って、そこで何とかすると言ってきたわけですね。それに対して、日本両棲類研究所が現地を見て、こんなところで維持なんてできるわけないと言って一蹴したのだと思います。それで、今サンショウウオが生息している場所だったらとりあえず生息できるだろうから、繁殖場所とセットで新たな保全池を整備しようということになったのだと思います。

やはりサンショウウオは、相当気難しい生き物で、その生息環境をよく知っている人がきちんと見ないと、なかなか可能性がない生きものだと思います。日本両棲類研究所が少なくとも5年くらい関わってもらえるのであれば、この与えられた条件の中ではベストを尽くした形にはなると思います。

ただ、アセス手続の省略を認めた後に、なんだかんだ言い出して1年で契約解除ということはあるので、そこが問題ですね。

【環境保全部長】 事務局としての考えを申し上げますと、今回の判定手続は、事業者が環境保全措置を深く検討するためのいい機会になったのではないかと思います。そういう意味で非常に有意義であったと考えております。そのため、事務局としては、今回の一連の手続を評価した上で、この後のアセス手続を省略するという方向で意見書案をつくってみました。

【委員】 これ以上議論しても、新しい対策はあまり出てこない気がします。

【委員】 ただ、基本的な事業計画は一切変更されなかったですね。事業計画の複数案の検討を行わず、最初に決めた事業計画に対して、どういう環境配慮をすればアセス手続の省略が認められるのか、という前例になってしまうことを懸念しています。

それと、特に生物への影響について、事後調査の結果が見えてくるのは、ずいぶん先になるので、アセス手続の省略を認めてしまった後、すぐに対応のとりようがない状況になってしまうかという懸念もあります。

現実的なこととして、判定手続における議論を通じて、環境配慮の大変さがわかってもらえたというメリットはあったと思いますが、なかなか悩ましいところでは。

【環境保全部長】そこはアセス制度の課題だと思います。本来であれば、カスミサンショウウオが大きな課題になっているのであれば、それに配慮した複数の造成計画や建物配置計画が示された上で議論されるべきなのですが、事業者としては、事業計画ありきの中でどういう措置をしようかという議論になっていました。

【委員】もう1点は、この審査会の責任かもしれませんが、カスミサンショウウオに関して、最初の見通しが非常に甘かったということですね。

日本両棲類研究所も、チャレンジという言い方をされていましたが、要するに、専門家はこの対策では無理だと考えておられる。それが事前配慮書の段階では、何とかなるだろうということで終えてしまいました。本当はもっと突っ込んだ意見を言うておかなければいけなかったのだと思います。

【委員】いや、事前配慮書のときは、今回よりももっと手前の議論に終始して終わってしまいました。日本両棲類研究所も、現場を見て「なんだこれは」という状態だったと思います。我々も現場を見て、もう少しきちんと意見すべきだったということが反省点としてあります。

希少動物がいる、いない、ということに気を取られ過ぎるのではなく、もう一步踏み込んで、いる状況がどうであるかというところまで議論する必要があると思います。事業者が「こういうところにビオトープをつくって何とかします」と言ったときに、「そんなところにビオトープなんかできるわけがない」というところまで指摘して、抜本的に考えさせるべきでした。

【委員】動植物については、これまでも事後調査の段階で「やっぱりだめでした」と言われて終わってきましたが、今回のように、専門家から見て「こういうことでは全然だめだ」ということが事前に示されたのは収穫だったと思います。

したがって、今後は、こういう対策で本当に大丈夫なのかということを経験者から見てチェックしていくことが不可欠だと思います。

それからもう一つは、今回の判定手続で出てきた対応策をどう守らせていくかということですね。もちろん、市も指導はしていただければと思いますが、四六時中監視しているわけでもありませんし、日本両棲類研究所との契約の担保がとれないというところもあります。

【環境保全部長】通常のアセス手続を省略することになるので、むしろ第1類事業よりも第2類事業のほうが、事後調査が重要になってきます。そのため、特に、動植物の事後調査あるいは維持管理について、意見として申し上げるべきと考えております。また、その後の状況についても、きちんとチェックしていく必要があると考えております。

- 【委員】 本当は、事前配慮書あたりでもう少し踏み込めればいいのですが。
- 【環境保全部長】 事前配慮の段階では、環境影響が把握できていない。一方で、アセス手続に入った場合には、逆になかなか事業計画を変えにくい。事業者としてはそういうジレンマがあると思います。
- 今回のような第2類事業で、事業者が手続の省略を希望する場合には、事前配慮の段階でなるべく環境影響が明確になるような資料をつくってもらって、それを審査会に提出させることが事務局の責務だと考えます。
- 【委員】 事前配慮書手続が設けられましたが、あまり意味を持ってないという印象がありますが、今後事例を積み重ねていって、どうしていくかという話になると思います。
- 【議長】 今回、判定手続の中で、かなり踏み込んだところまでの検討はできましたし、事業者に配慮すべきことを示すことはできたと思います。今後アセス手続をやったとしても、これ以上新しいものは出てこないだろうと思いますので、そういう意味では省略を認める。しかし、事後調査の報告はきちんと市に提出していただく。その中で、判定手続の中で示された内容を事業者が順守しているかどうかは厳しく見て、指導等をしていくという方向でよろしいでしょうか。

《異議なし》

- 【議長】 それでは、事務局より、意見書（案）を説明してください。

《事務局より、審査会意見書（案）を説明》

- 【自然環境担当課長】 ギンランの保全に関して、移植を含めた措置を実施する必要があることを記載しておりますが、これについていかがでしょうか。
- 【委員】 ギンランの移植は難しいと思います。移植してもほとんど失敗しています。
- 【環境保全部長】 実現できないことを書いてもよいのかという考えがある一方で、ギンランが消滅しそうになったときに、何もしなくてよいということも言えません。難しいとわかっているけども、移植も含めた措置を講じることを言うておくべきかと思っております。
- 【委員】 そうですね。
- 【委員】 「土壌の保水力に変化が生じる可能性があることから」という部分は、変化が生じて仕方がないという話ですが、本来は変化が生じないようにしてもらわないといけないので、そういう意味では、実効性があるかどうかにかかわらず、その前の文章で、水分環境を保つ必要があるというようなことを言うほうがよいと思います。極端なことを言うと、水やりだってやろうと思えばできる

わけですから。

【委員】 土壌の保水力を保つ措置でしょうか。

【委員】 そのあたりにはサンショウウオも生息させるわけですから、それも含めて保全しないといけないのではないのでしょうか。

【環境保全部長】 ギンラン保全地がサンショウウオの生息地でもあることから、土壌の水分環境が非常に重要であるということを行った上で、それらを保つ努力をする必要があるということですね。

【委員】 そこが大事だと思います。ギンランだけの話ではないと思います。

【自然環境担当課長】 なお、カスミサンショウウオという言葉は、セトウチサンショウウオに修正します。

【環境保全部長】 「土壌中の水分が非常に重要であることを認識し」といった表現でどうでしょうか。照度によって土壌中の水分も変わってくるでしょうから。

【委員】 土壌中の水分というよりは、土壌が十分湿潤な状態に保たれるなどでしょうか。

【委員】 ただ、カスミサンショウウオとギンランの土壌水分条件が一緒かどうかはわかりません。ギンランは腐食といいますか、落ち葉がたまり過ぎるとだめになります。サンショウウオは、むしろ落ち葉が積もったほうがいいのかもかもしれません。おそらく、ギンランとサンショウウオの生息地は違う場所だと思います。

【環境保全部長】 セトウチサンショウウオのことは、ここでは言及しないほうがよいですか。

【委員】 分けて書いたほうがよいのではないのでしょうか。

【委員】 ギンランが保全できれば、その環境が今のまま維持されるので、あえてセトウチサンショウウオのことを入れなくてもいいのではないのでしょうか。

【環境保全部長】 今はギンランも生えて、サンショウウオも生息しているので、現状程度の環境を維持していく必要はあるということですね。

【委員】 少し戻ってもいいですか。ビオトープ内の水質に関して、水深というべきか水量というべきかわかりませんが、それも非常に重要だと思います。

【委員】 景観のところで書かれている「地域樹種を使用する」「遺伝的攪乱の防止」ということは、景観における問題点ではないと思います。

今日の審議で議論になった、太陽と緑の道の付け替えの話が出てこないのも、それを入れるべきではないのでしょうか。

【議長】 それは、「(5)その他」のところに記載していますが、それをここに移すほうがよいのでしょうか。

【委員】 書いていただいているのであれば、そのままでいいと思います。

【委員】 ただ、壁面緑化というよりは、境界地のところに木を植えてほしいというのが正直なところですよ。

【委員】 壁面緑化という言葉がいろんな感じで使われていますが、事業者は当初、建

物の下部分に壁面緑化をすると言っておられたでしょう。あれは、非常に人工的な壁面緑化です。でも、それ以外にもっと簡単なやり方もあるということをご指摘したのですが、わかってもらえたでしょうか。

- 【環境保全部長】 擁壁上部の植生を利用した緑化といった、そういう意味でよいでしょうか。
- 【委員】 擁壁との間ではないですか。
- 【環境保全部長】 遊歩道の周辺というのは、歩道の横の低木緑化をする 50 センチの部分と、擁壁と、その上の法面を想定しています。
- 【委員】 高さ 5 メートルのコンクリートの擁壁の横を 350 メートル歩かないといけなわけです。しかも歩道の 50 センチ横に擁壁があるわけですよね。これは、何らかの工夫をしてもらわないと非常に圧迫感があります。
- 【委員】 自然との触れ合いという言葉が抽象的ですよね。コンクリート擁壁の壁面緑化もさることながら、高木を適切に配置した修景緑化といっても、50 センチの幅のところが高木を植えるのは難しいと思います。
- 【委員】 歩道の横ですしね。
- 【委員】 ツタくらいでしょうか。
- 【委員】 あるいは、中高木くらいであれば、50 センチの幅でも植えようと思えば植えられると思います。パース図に書いている低木植栽ではだめです。
- 【自然環境担当課長】 修景緑化を施し、圧迫感を低減させるなどといったことを入れましょうか。
- 【委員】 法面のことも書いていないですよね。法面のことを聞いたときに、樹種など何も考えておられませんでした。法面も、芝地や草本だけではなく、中木程度の木を少し植えることによって、自然に近い雰囲気を出すことができます。
- 【委員】 壁と木に挟まれて、閉じ込められたような感じになりませんか。ツタのようなものが生えていえれば、少しはましかもしれません。
- 【委員】 先ほどもそれを指摘していたのです。そういうものがあれば、もう少しはましになると思います。
- 【環境保全部長】 「遊歩道の周辺」を、「法面を含めた遊歩道の周辺」にしましょうか。
- 【委員】 そうしていただくと、法面にも自然植生に近い樹種を植えられるかもしれないですよね。
- 【委員】 この内容は「その他」の項目でよいでしょうか。別の項目名をつけたほうがよいのではないのでしょうか。
- 【環境保全部長】 事業者が作成した事前配慮書に、人と自然との触れ合いの項目がなかったもので、ここに入れさせていただきます。
- 【議長】 「(3)景観」のあとに、(4)として太陽と緑の道の話を入れて、「(5)事後調査」としたほうがよいかもしれません。
- 【委員】 そうですね。
- 【自然環境担当課長】 それでは、「(3)景観」のあとに「(4)人と自然の触れ合いの場」を入れます。

- 【環境保全部長】 かっこ書きで（太陽と緑の道）と書いておくようにします。
- 【議長】 景観の2段落目はこれでよろしいですか。
- 【委員】 今回の場合は必要ないと思います。
- 【委員】 ただ、カスミサンショウウオのつながりなどを考えると、法面は在来のコナラなどにしてもらわないと困ると思います。
- 【環境保全部長】 遺伝的攪乱まで言うかどうかですよ。
- 【委員】 そこですね。
- 【環境保全部長】 例えば、「地域樹種を使用することが望ましい」ではどうでしょうか。
- 【委員】 それでいいと思います。
- 【委員】 「(2)動物・植物・生態系」の「背後林の管理」は、今日提案があった2つ目のビオトープのことなのか、それとも、これまで説明されていた1つ目のビオトープですか。
- 【自然環境担当課長】 どちらかという、1つ目のビオトープを意識しています。
- 【委員】 1つ目のビオトープ周辺の竹林になっているところということですか。
- 【自然環境担当課長】 そうです。
- 【環境保全部長】 2つ目のビオトープの周辺は全て事業者の土地ですので、法面をいかに整備するかという問題になると思います。
- 【委員】 竹林はまずいですよね。本当は樹種転換しないといけないと思います。
- 【環境保全部長】 そうすると、相当な労力が必要になってくると思いますが。
- 【委員】 例えば「竹林の拡大防止等」とか、竹林が広がっていくのを放置してはいけないというような意味のことを一言入れたほうがいいのではないのでしょうか。
- 【委員】 「2つのビオトープを生物が行き来できる経路が必要である」という内容は、結構難しくないですか。
- 【委員】 難しいと思いますが、事業者も何か考えていただけたらいいことでしたので、ぜひそうしていただきたいと思っています。もしそれを作らないと、それぞれの集団が孤立してしまうことになります。
- 【議長】 最初からもう一回読み上げてもらえますか。

《事務局より、修正後の意見書（案）を読み上げ》

- 【自然環境担当課長】 これまでの資料のとりまとめについては、条例上の規定があるわけではありませんが、当初の事前配慮書や判定願からかなり内容が変わってきておりますので、それらをまとめた結果を事業者に公表してもらい、行政にも提出していただきたいと思っております。
- 【議長】 事前配慮書から内容が大分変わっていますので、それは必要ですね。
- 【委員】 事後調査報告書は必ず出てくるのでしょうか。

【自然環境担当課長】 はい。まず事後調査計画書が提出され、その後事後調査報告書が提出されます。これらは、アセス手続に則った図書ですので、公表もいたします。

【議長】 よろしいでしょうか。本日の審議はこれで終了いたします。
今後の予定について、事務局より説明をお願いします。

【自然環境担当課長】 本日、取りまとめさせていただきました内容に基づいて、細かい文言修正を行った後、審査会意見として神戸市にご提出いただきます。

その後、審査会意見を踏まえて、市長の判定結果を作成し、事業者に通知する予定です。

以上で専門部会を終了いたします。ありがとうございました。